

仙台市発注工事における三者会議実施要領

(令和8年2月20日都市整備局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市（企業局は除く）が発注する土木工事（工事監理業務を委託する場合は除く）において、当該工事に関する設計意図や留意点等の各情報を共有し、設計図書と現場との整合性を確認、協議することにより、工事の円滑な施工と品質確保を図るため、設計者、施工者及び発注者が行う三者会議に関し必要事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 業務委託による設計成果を有する工事で、工事の現場条件が特殊又は高度な技術を要する等、施工者に設計意図等を詳細に伝達する必要があると認められる工事を対象とする。

(会議の構成員)

第3条 三者会議の構成員は次のとおりとする。なお、総括監督員は自らが必要と認めた者を会議に出席させることが出来るものとする。

- (1) 発注者：監督職員（総括監督員、主任監督員及び監督員）
- (2) 施工者：現場代理人、主任技術者または監理技術者
- (3) 設計者：当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施したコンサルタントの管理技術者、担当技術者とし、前者のいずれかが出席できない場合は、設計施工条件等を説明できる者

(三者会議の協議の対象とする事項)

第4条 三者会議の協議の対象とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 施工上の留意すべき事項
- (3) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に関する事項
- (4) 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項
- (5) 工事着手に当たっての協議調整状況や現場条件等
- (6) 設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等
- (7) その他、設計・施工に関する事項

(当該工事の特記仕様書への明示)

第5条 発注者は、対象とする工事について、特記仕様書により三者会議の開催を明示する。

(設計者への三者会議の開催に係る情報の提供)

第6条 発注者は、設計者に対し、三者会議の対象とすること及び会議開催時期等の情報を提供するものとする。

(施工者の対応)

第7条 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して施工計

画書（案）を作成するとともに、施工にあたっての疑問点及び確認する事項等を資料として整理し、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督員に報告するものとする。

（三者会議の実施）

第8条 三者会議は、以下により実施することとする。

（1）開催時期

三者会議は、原則として初回施工計画書の提出前に開催するものとする。ただし、施工条件等の変更により発注者が必要と認めた場合には、開催時期の変更又は開催の追加をすることができる。

（2）三者会議の開催

ア 発注者は、開催時期を調整したうえで、開催日・場所等を設計者及び施工者へ通知するものとする。

イ 発注者は、施工者から報告を受けた照査結果や疑問点等について内容を確認し、設計成果に関するものは事前に設計者にその内容を伝えるものとする。

ウ 設計者は、当該工事に係る詳細設計報告書等により、設計意図や施工上の留意点を説明するとともに、設計成果に関する質問に回答するものとする。

エ 発注者は三者会議での協議確認事項をまとめ、書面により、関係者相互の確認を受けるものとする。

（設計者との契約）

第9条 発注者は、三者会議に参加する設計者と委託契約を締結するものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、技術管理室工事管理担当課長が別に定める。

附 則

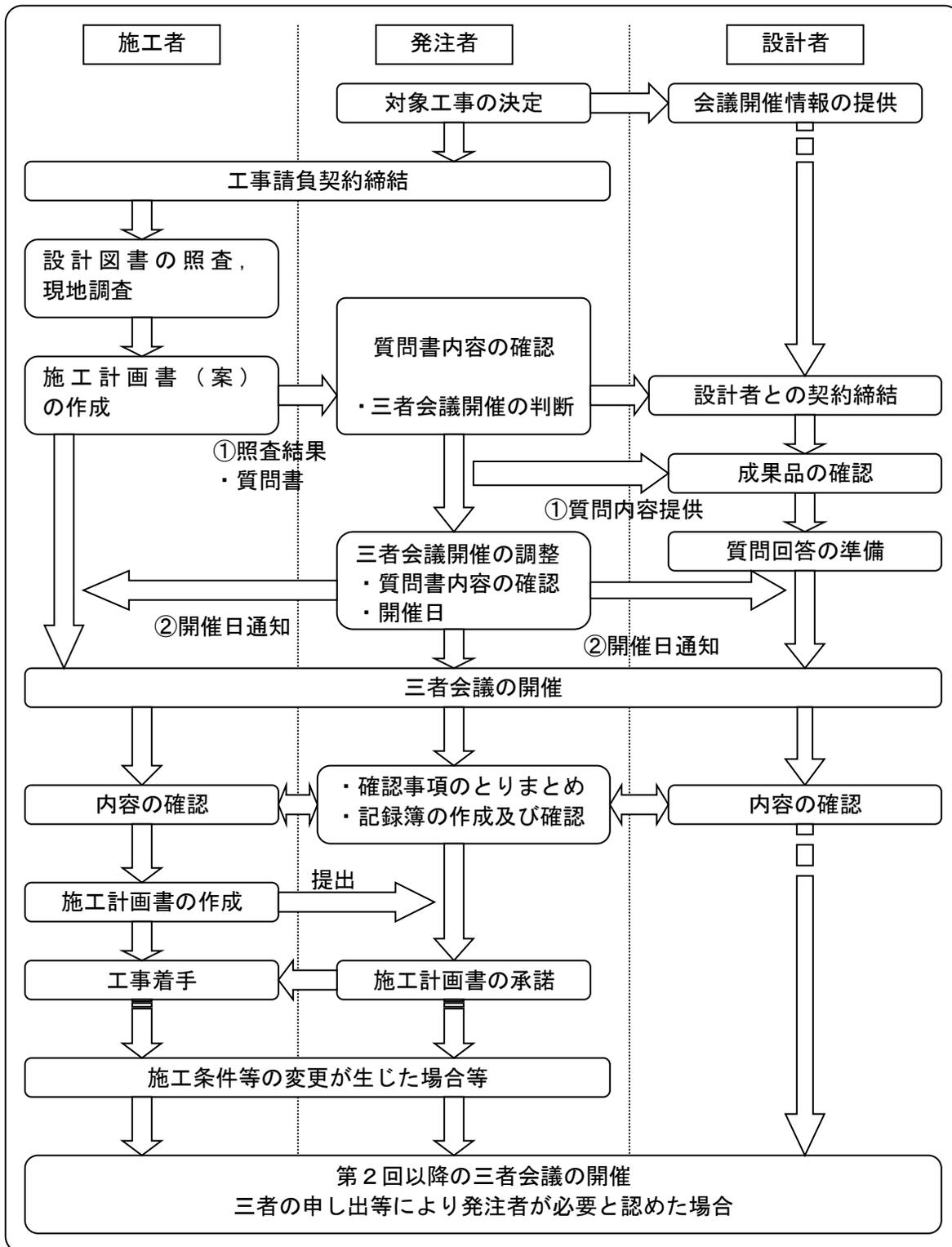
（実施期日）

1 この要領は、令和8年2月27日から施行する。

（仙台市発注工事における三者会議試行要領の廃止）

2 仙台市発注工事における三者会議試行要領（平成22年4月22日都市整備局長決裁）は、令和8年2月26日をもって廃止する。

三者会議開催フロー



第 回三者会議記録簿

作成日：令和 年 月 日

開催日	令和 月 日 ()	開催場所				
工 事 名						
設 計 等 業 務 名						
議 題						
出席者 氏 名	発 注 者					
	施 工 者					
	設 計 者					
【会議要旨】						
発 担	注 当	者 課	総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	監 督 員	備 考
施 工 業 者 名			監 理 ・ 主 任 技 術 者	現 場 代 理 人		
設 計 等 業 者 名			管 理 者 技 術 者	担 当 者 技 術 者		
その他						

【補足】上記確認欄は、押印を必須とするものではない。また、電子メールや各種システム等を活用し相互確認を行った場合には、その記録を保管すれば良いものとする。